

北上市告示乙第5号

地方自治法第244条の2第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

令和6年1月15日

北上市長 八重樫 浩 文

- 1 施設の名称
ふるさと体験館「北上」
- 2 指定管理者
北上市和賀町山口23地割24番地5
一般財団法人きたかみ地域振興財団
理事長 高 橋 利 明
- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日